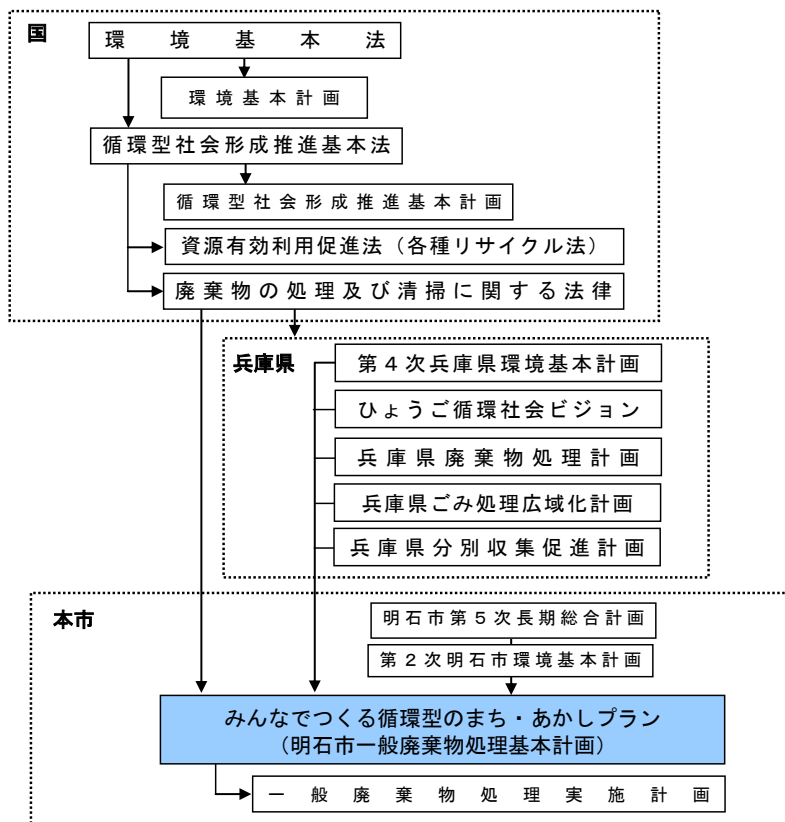


1 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」及び「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の規定を受け策定するものです。

本計画の上位計画である「明石市第5次長期総合計画」や「第2次明石市環境基本計画」とも関連しています。



図表1 計画の位置づけ

2 計画目標年度

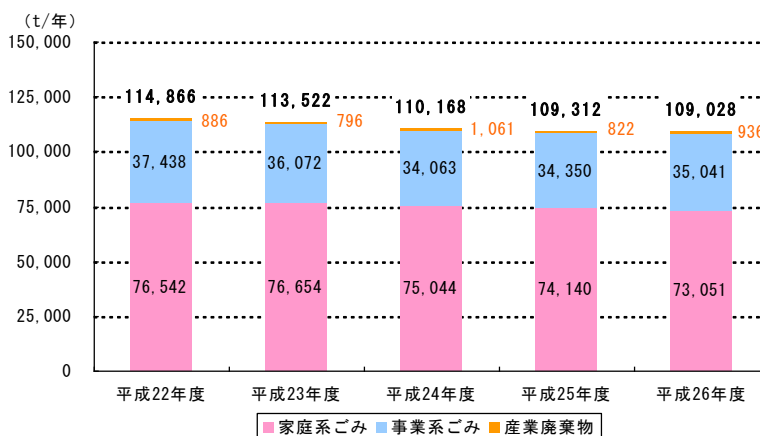
本計画は、平成37(2025)年度を目標年度とします。また、計画期間は、平成28(2016)年度から平成37(2025)年度までの10年間とします。

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
内容・計画期間	前計画【平成23～32年度】					本計画【平成28～37年度】									
				▲基準年度						▲中間年度（見直し予定）					▲計画目標年度

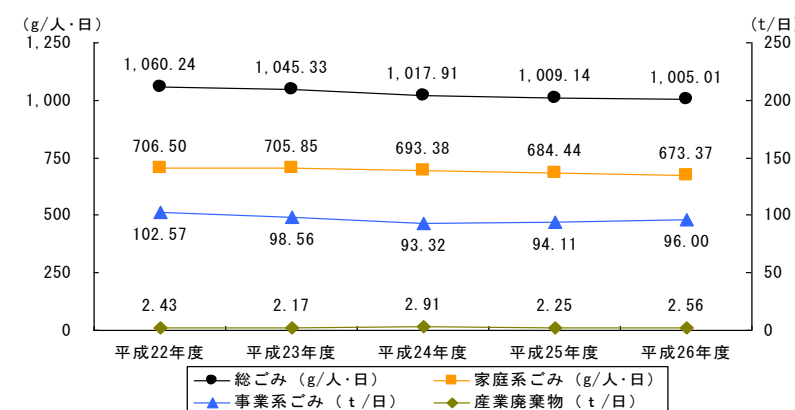
図表2 計画期間と目標年度

3 ごみ排出量の動向

ごみ排出量及び1人1日あたり排出量等については、家庭系ごみは減少傾向を、産業廃棄物は増減を繰り返した傾向をそれぞれ辿り、事業系ごみは減少傾向を示した後、増加に転じています。



図表3 ごみ排出量の実績

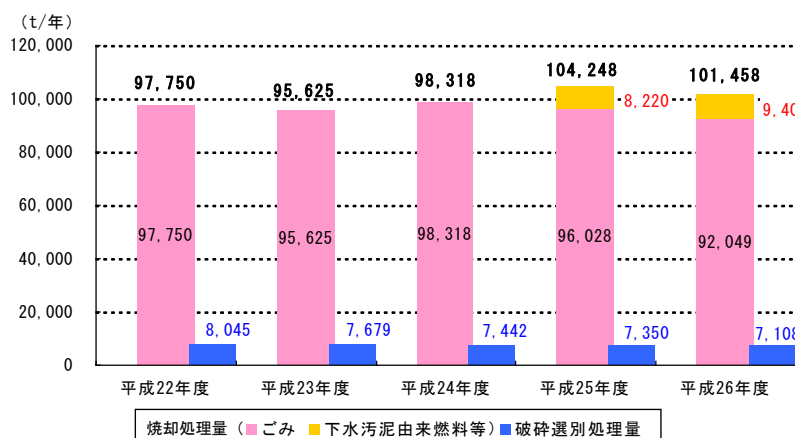


図表4 1人1日あたり排出量等の実績

4 ごみ処理の現状

1) 焼却処理量

焼却処理量は、人口の増加や下水汚泥由来燃料等の焼却処理を主要因として増減を繰り返し、下水汚泥由来燃料等を除いた場合は、減少傾向を示しています。一方、破碎選別処理量は減少傾向を辿っています。



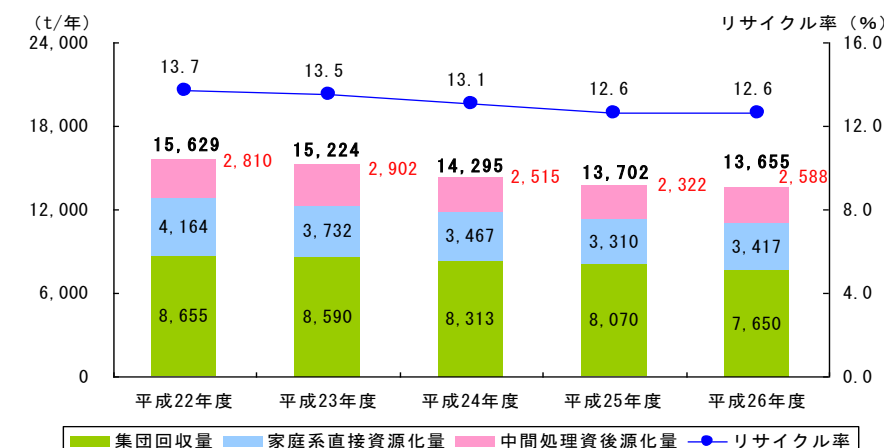
図表5 焼却処理量及び破碎選別処理量の実績

2) 資源化量

集団回収量は減少傾向を辿り、家庭系直接資源化量及び中間処理後資源化量は減少傾向を示した後、増加に転じています。

資源化量については、7割以上を紙類（新聞、雑誌・雑がみ、段ボール等）が占めています。

また、リサイクル率については、低下傾向を辿っています。

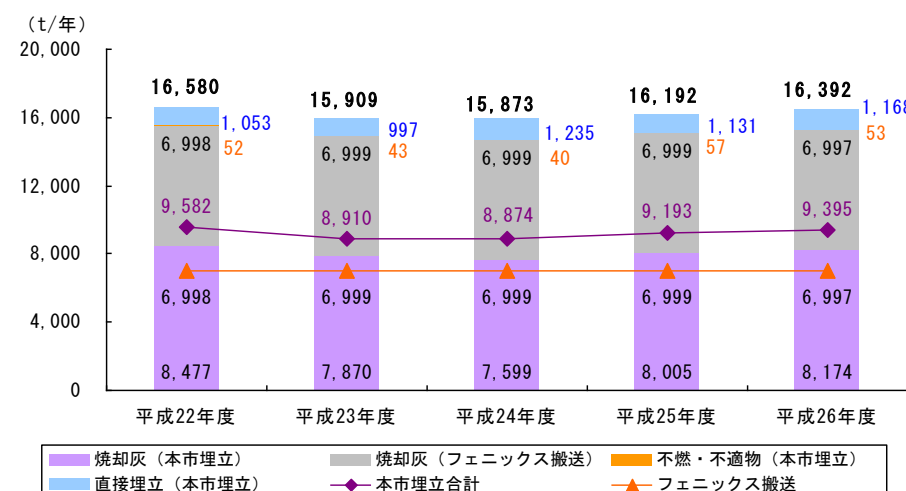


図表6 資源化量の実績

3) 最終処分量

本市保有の最終処分場での最終処分量（本市埋立）は減少傾向を示した後、ほぼ横這い傾向を示しています。

また、大阪湾広域臨海環境整備センター最終処分場での最終処分量（フェニックス搬送）については、大阪湾広域臨海環境整備センターとの契約（7,000t/年）に基づいた最終処分を行っています。最終処分量については、9割以上を焼却灰が占めています。



図表7 最終処分量の実績

5 課題の整理

1) 排出抑制

ごみの排出抑制を図るには、「ちゅう芥類」及び「紙類」の削減を効果的に進める必要があり、そのためには、家庭における食品ロス削減や分別収集の周知徹底等に積極的に取り組んでいく必要があります。

2) 資源化

燃やせるごみ等として排出されている資源化可能物の混入防止や資源ごみや紙・布類の回収が図られるよう、資源化に対する市民意識の高揚や分別排出の徹底について、継続的な促進に取り組んでいく必要があります。

また、焼却灰などの、建設資材原料化（再資源化）が可能なものについても、新たな課題として、検討します。

3) 収集運搬

紙類（新聞紙、段ボール、雑がみ）の分別排出の徹底について、継続的な促進に取り組んでいく必要があります。

また、生ごみは、水切りを行うことで、汚水の漏れや悪臭を抑制し、ごみステーションの環境を良くするだけでなく、衛生的な収集運搬に繋がるため、生ごみの水切りについて啓発を行い周知する必要があります。

4) 中間処理

明石クリーンセンターの焼却施設及び破碎選別施設は、平成 11(1999)年 4 月の稼働開始から 16 年が経過し、経年に伴う老朽化が進んでいる状況にあるため、早期に次期計画を策定します。

5) 最終処分

市域が狭い本市では現在の最終処分場が最後の処分場となることが予想されるため、一般廃棄物の更なる資源化や焼却灰の資源化など最終処分量の削減に向けた取り組みを推進し、できるだけ現在の最終処分場を長期間利用する必要があります。

6) その他

ごみ処理経費については、今後ごみ処理の合理化や効率化を図り、ごみ処理経費の抑制に継続して取り組むことが重要です。

事業系ごみのごみ処理手数料については、近隣市と比べて安い料金設定となっているため、処理原価及び近隣市との料金バランスを図ったごみ処理手数料の適正化が必要です。

6 ごみ処理基本方針

1) 基本理念

本計画の基本理念は、第 2 次明石市環境基本計画の基本方針に基づき、前計画の基本理念である「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし」を引き継ぐこととします。

基本理念

環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし

2) 基本方針

本計画が掲げる基本理念の実現を図っていくための、基本的な方針は次のとおりです。

基本方針 1 ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用

基本方針 2 パートナーシップによる取り組みの強化

基本方針 3 ごみの安全・安心な適正処理

7 目標値（平成 37 年度）の設定

目標 1 ごみ処理量の削減

市ごみ処理量を平成 26(2014)年度の 97,025t/年から 80,000t/年に削減します。

目標値 80,000t/年 ⇒ 削減量 約 17,000t/年

家庭系燃やせるごみの 1 人 1 日あたり排出量を平成 26(2014)年度の 510g/人・日から 425g/人・日に削減します。

目標値 425g/人・日 ⇒ 削減量 85g/人・日

事業系市ごみ処理量を平成 26(2014)年度の 35,041t/年から 30,000t/年に削減します。

目標値 30,000t/年 ⇒ 削減量 約 5,000t/年

目標 2 最終処分量の削減

最終処分量を平成 26(2014)年度の 16,392t/年から 10,000t/年に削減します。

目標値 10,000t/年 ⇒ 削減量 約 6,000t/年

目標 3 リサイクル率の向上

リサイクル率を平成 26(2014)年度の 12.6%から 19.2%まで向上します。

目標値 19.2% ⇒ 上昇率 6.6 ポイント

8 ごみ処理基本施策

1) 基本施策及び推進項目

基本理念の実現を図るため、本市が取り組む施策の主軸となるものを基本施策とし、前述に掲げた 3 つの基本方針に対して 8 つの基本施策を設定し、さらに、基本施策に関する具体的な取り組み内容として、推進項目（35 項目）を定めています。

